

天候悪化への対応について

1. 前日までの対応について

- (1) 前日12:00(正午)に教育委員会と校長会で協議を行い、翌日の対応について決定します。
- (2) 各家庭への連絡については以下の方法で行います。

- ① 児童・生徒を通して文書により連絡します。
 - ② **前日13:00(午後1時)以降** 各学校の緊急連絡メールを送信します。
- ※ 休日においては、②のみの対応となります。

《連絡する内容について》

「臨時休業」または「一部休業(登校時刻の変更)」または「通常通り」
及び「給食の有無について」

(当日)

《小学校が臨時休業(休校)・一部休業となった場合》

放課後児童会は当日の8:00(午前8時)開室に向けて準備を行います。

(放課後児童会の支援員が児童会室に到着するまでの間、児童を校内で預かります。)

給食がない場合は、弁当持参となります。

※ 登室する場合は必ず保護者が付き添ってください。

2. (当日の朝)登校について保護者の判断を可とする場合

- 下記(1)~(4)の場合は、臨時休業とはしませんが、実際の天候等の状況によって、保護者の判断で登校を見合わせることを可といたします。
- 気象情報(警報等)が発令されているかどうかの確認は、保護者が行ってください。
- 保護者の判断により登校を見合わせた場合は「出席停止・忌引」に該当するため、対象児童・生徒を遅刻・欠席にはいたしません。

▽ 気象情報の地域区分は気象庁のホームページによる

(習志野市は単独で「二次細分区域」になる。また、習志野市は「市町村等をまとめた地域」の東葛飾に含まれる。)

- (1) 各学校から、前日に「一部休業」又は「通常通り」の連絡があったにもかかわらず、午前6時の時点で暴風警報や大雨特別警報、大雪警報が発令されている場合、また習志野市に土砂災害警戒情報が発表されている場合。
- (2) 台風・強力な低気圧等の接近・通過に伴い、暴風警報が発令されず、大雨警報、洪水警報だけが発令されている場合。
- (3) 急激な天候変化時に、雷注意報、竜巻注意情報、大雨警報、洪水警報が発令されている場合。
- (4) その他、通学路において安全が確保されていない場合。

3. 給食の対応

- ・ 給食の中止を決定した場合は、速やかに「給食なし」の連絡をします。その場合、中止となった日の必要な給食費は徴収しますので、ご了承ください。

4. 児童・生徒の在校時の下校についての措置

- ・ 児童生徒が在校しているときに、警報・注意報が発令されているため、またはそのような事態が予測されるため、下校時刻等を変更しなければならないような場合は、各中学校区の校長間で下校時刻等について情報交換の上、各校ごとに決定（下校を早める、又は遅らせる等）します。下校時刻が変更になる場合は、連絡メールにてお知らせいたします。